

高松市立前田小学校情報機器等の管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市個人情報保護条例、高松市情報セキュリティ基本方針、高松市立学校セキュリティ対策基準（以下、「対策基準」という）に基づき、高松市立前田小学校（以下「本校」とする）の情報機器等をTENSに接続して利用する際の管理運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱で用いられる用語は、対策基準で定められた定義と同一のものとする。

(管理責任者)

第3条 本校の教育情報管理責任者は、校長とする。

(取扱責任者)

第4条 教育情報管理責任者は、学校内の教育情報機器の取り扱いの実務において、本校の教職員の中より、教育情報機器の取扱責任者を置く。

(報告)

第5条 教育情報管理責任者は、教育情報機器の利用状況及び、個人情報保護の状況について把握し、教育委員会より求めがある場合は、速やかに当該状況について報告しなければならない。

(利用形態)

第6条 本校のTENS接続コンピュータの利用形態は、以下のとおりとする。

- (1) 校務用コンピュータがすべての教職員に配置されるまでは、教育用コンピュータを校務用コンピュータとして利用する。ただし、その場合は以下の項目を満たすものとする。
 - ① 児童・生徒が利用するユーザアカウントの他に、校務用のユーザアカウントを追加する。
 - ② 児童・生徒用のユーザアカウントは、教室等の「生徒用領域」において、無線LANに接続して使用する。
 - ③ 校務用のユーザアカウントは、職員室等の「教員用領域」において、有線LANに接続して使用する。
 - ④ 校務用のユーザアカウントには、必ず、パスワード設定を行うものとする。
- (2) 校務用コンピュータは、「教員用領域」において有線LANに接続して利用することを原則とし、無線LANに接続して利用することは禁止する。また、教員用の領域において、パスワード設定によるユーザ管理をする。

(個人情報の管理)

第7条 校長および教職員は、児童・生徒ならびに児童・生徒の保護者および関係者の個人情報を管理するに当たり、「個人情報は、教育活動に寄与するために、当該関係者から預かっている極めて重要なものである」という共通理念のもと、特に以下の項目に留意し、厳重な管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報は、職員用のファイルサーバ（以下、「SV3」という）で一元管理し、校外への持ち出しや無断コピーは、禁止とする。
 - (2) 個人情報をUSBフラッシュメモリ（以下、「USBメモリ」という）等に保存して校内外を問わず持ち出すことは禁止する。
 - (3) 校務情報をサーバ等から持ち出し、使用することが特に必要な場合は、使用目的等を校長に申し出、校長の許可を得た後、パスワード設定等をした学校所有のUSBメモリ等に一時保管し、管理簿に必要事項を記載した上で使用する。また、使用後は、SV3にデータを移行し、速やかにデータを消去する。
 - (4) 個人情報をSV3を除くTENS接続コンピュータのハードディスク内に保存してはならない。ただし、作業時における一時保存は保存とはみなさず、作業終了後、SV3にデータを移行し、速やかにデータを消去する。
 - (5) 第1項において、校務の運営上、特に必要な場合は、校長が外部接続できるハードディスク等に保存し、校内において管理することは了とする。その場合は、鍵のかかる金庫等に保管するなど、厳重な管理を行う。
- 2 校長は、USBメモリの管理を厳正に行い、教職員が無断で個人情報を保管しないよう指導しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、人種および民族、思想、信条および宗教、犯罪歴その他特に社会的差別の原因となるものに関する個人情報は、これを取り扱ってはならない。
- 4 職員が異動等で、本校を離任する際には、職務に関する個人情報等に関する記憶媒体の全てのデータを消去しなければならない。もし、残す必要のあるデータがある場合は、管理職および後任者に確実な引き継ぎをしなければならない。

(一般情報の管理)

第8条 校務で作成した一般情報のすべては、以下の項目に留意して管理しなければならない。

- (1) 校務で作成した情報のうち、教職員相互で共有して利用すべき内容のものはSV3上に保存し、職員間で情報共有しやすい環境作りに努める。

- (2) 個人で一般情報を保存したり、一般情報を持ち帰る必要が生じたりした場合は、パスワード設定等をした学校所有のUSBメモリ、または校長がパスワード設定等の確認をし、使用を許可した個人所有のUSBメモリを使用することとする。
- (3) デジタルカメラ等で撮影した児童・生徒等の写真の管理についても、外部記憶媒体内で保管せず、撮影後、速やかに利用形態に応じたファイルサーバに保管し、紛失等の事故につながらないように努める。また、画像を取り扱う際は、肖像権に配慮して行うものとする。

(インターネット等による情報発信)

第9条 インターネット等を利用して児童・生徒の個人情報を発信する場合には、本人及び保護者の同意を得ることを前提としながら、教師の指導及び校長の許可のもとに発信するものとする。

2 インターネット等で発信する児童・生徒の個人情報の取扱は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 氏名を表記する場合は、原則としてイニシャルを用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、フルネームを使うことも可とする。
- (2) 児童・生徒の意見・考え・主張等については、教育上の効果を配慮した上で発信することができる。
- (3) 児童・生徒の写真を使う場合は、原則として集合写真とするなど、個人が特定できないよう配慮する。ただし、電子メール等相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。
- (4) 住所・電話番号・生年月日・趣味・特技・その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢・趣味・特技等を発信することができる。この場合においても、住所・電話番号・生年月日は発信しないものとする。

(ホームページの運用)

第10条 本校のホームページを発信する場合は、次の各号に定めるところにしたがい、校長の決裁を得て行うものとする。

- (1) TENS管理者は、市立学校のホームページの情報をTENSのセンターサーバー内で管理するものとする。それ以外の場所で市立学校のホームページの情報を発信したい場合は、「ブログ等利用申請書」の様式に記載し、TENS管理者に報告しなければならない。
- (2) ホームページの更新については、適時適切に行うものとし、各学校においてFTP接続用のソフトを用いてアップロードする。その際、教育情報管理責任者は、ホームページの内容が、著作権や児童・生徒の肖像権等を侵害していないかどうかを判断し、アップロードを許可しなければならない。
- (3) ホームページから教育目的でリンクする相手としては、学校または公的機関とし、必ず相手方の了解を得なければならない。また、本校のホームページを他の教育機関等が教育および公益目的のために編集または加工して利用できるようホームページにその旨の条件等を明記しておく。

(E-mailの管理)

第11条 本校に宛てられた電子メール(E-mail)の管理は次のとおりとする。

- (1) 日直当番者及びTENS取扱責任者、教頭は、本校に宛てられた電子メール(E-mail)の到着をチェックする。
- (2) 学校宛・校長宛の電子メールで返信の必要のあるものは、すみやかに返信し、記録簿にファイルする。校長の判断が必要な場合には、校内決裁による承認を得た後に、すみやかに返信し記録簿にファイルする。
- (3) 個人宛の電子メール(E-mail)は、個人に伝達する。

(ウイルス対策)

第12条 個人所有の端末の利用およびUSBフラッシュメモリ等の外部記憶媒体の接続に関しては、以下の項目を満たしていなければならない。

- (1) 学校の校務を行う個人所有の端末(自宅で使用するものも含む)の使用については、必ず、管理職に許可を得ることとする。その際、その端末にはウイルス対策ソフトを導入し、最新のパターンファイルを更新するものとする。
- (2) 本校のコンピュータにUSBフラッシュメモリ等の外部記憶媒体を接続して使用する場合は、以下の項目を満たしていなければならない。
 - ① 教育情報管理責任者によって使用が認められた外部記憶媒体であること。
 - ② 最新のパターンファイルに更新されたウイルス対策ソフトによって、ウイルス感染等が発見されなかったものであること。
 - ③ ②の感染判定に用いるコンピュータは、毎朝、TENSに接続し、パターンファイルの更新を行わなければならない。ただし、感染判定をする際は、TENSから切断した状態で行わなければならない。

(受信した個人情報の取り扱い)

第13条 学校間通信において、受信した個人情報は、個人情報保護条例に則り、授業終了後消去することを原則とする。教育上必要な事項で、磁気媒体等により保存する場合は、教育情報管理責任者の許可を得て行うものとする。

(要綱の見直し)

第14条 学校教育におけるインターネット利用の進展等に伴い、この要綱の規定に見直しの必要が生じた場合や、対策基準が改正された場合、それに従って変更するものとする。

附 則 この要綱は、平成22年5月1日から実施する。